

## 第5回 福知山市入札制度改革等検討委員会 議事概要

開催日時及び場所	平成27年3月25日（水） 午後2時15分～ 市民交流プラザふくちやま3-2、3会議室（3階）	
出席委員名簿（職業）	委員長 <small>たかはし ゆきお</small> 高橋 行雄（弁護士、現福知山市入札監視委員長） 委員 <small>きし みちお</small> 岸 道雄（立命館大学政策科学部教授） 委員 <small>せきね えいじ</small> 関根 英爾（ジャーナリスト（元京都新聞論説委員）） 委員 <small>まつしま かくや</small> 松島 格也（京都大学大学院工学研究科准教授）	
議事概要	1 開会 2 あいさつ（高橋委員長） 3 議事 （1）ダンピング対策の検討について （2）最低制限価格の設定対象の拡大について （3）随意契約適用の限定化・類型化について （4）地域性の見直しについて ◇ 各委員から出された意見等を踏まえ、継続して検証・審議することとした。	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答	意見・質問等	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり

意見・質問等	回答等
<p><b>ダンピング対策の検討について</b> <b>最低制限価格の設定対象の拡大について</b></p> <p>◇今までの施工体制の点検や工事成績からダンピングに起因する大きな問題は見受けられないと評価がされているが、ダンピングに起因する小さな問題はあるのか。あれば具体的に教えていただきたい。</p> <p>◇表現としては適正ではない。確認できないのならば確認していないとか、ダンピングは行政側として確認できない、存在していないという受け止め方だというふうに思われるので、それにふさわしい表現に変えたほうが良い。</p> <p>◇市の考え方として、「ダンピング受注による工事の質の低下、下請企業・労働者へのしわ寄せや安全管理の不徹底等を無くし、良好な労働環境等が確保できるよう強化します」と書いてある。検証では、工事成績からダンピングに起因する大きな問題は見受けられないという事、落札率と評定点に相関は無いという事である。問題が無ければなぜ現状のままではだめなのかと思うが、市の取組みとしては、国の法律ができたからこれに従って新たに評価しますという論議の流れになっている。そうすると市の見解では、工事の質の低下は無いという事であるが、内訳書の提出、そして社会保険等</p>	<p>大きな問題は見受けられないと表記しておりますのは、我々の調査のできる範囲で調査した中でありまして、国等が担い手3法等でダンピング対策をなささいと言っている事を考えますと潜在的にあるものに対して予防という事もありますので、問題があると確認できませんが、我々のわからない部分の話でこういった書き方をさせていただきました。</p> <p>内訳書の提出ですが、これについては工事費を積算するという事は一種の技術の一つです。どこかの下請企業を使って工事するのなら、いくらでできるという事で労働者の賃金もそうであるが下から積み上げて、一定の工事の品質を確保するためには、これだけのお金がいるという事をしっかりと積算できる業者になって欲しい、技術と経営に優れた、そして地域に貢献できる業者を育てていくという市の観点から内訳書の提出を義務付ければ全ての工事費等に反映して労働環境等が確保できるようになると考えています。施工体制の把握ですが、例えばペーパーカンパニーなどが入った場合に一括下請けをして、下請業者を泣かせると</p>

は労働者の社会保険等の未加入が確認できるので良いと思うが、「下請企業・労働者へのしわ寄せや安全管理の不徹底等を無くし良好な労働環境等が確保できるように強化します」という事に対して、内訳書の提出を全件求める事や施工体制を把握する事によってこれらが確保できる事になるのか。労働者にしわ寄せが行かないという事は、お金の流れ、賃金まで追わないと本当は分からない訳であり、こういう事について国に従って強化または現状維持する事によって市の考え方に書かれている事が担保できるような形での改善になるのか。

◇最低制限価格の設定対象の拡大について  
となっているが、拡大ではなく問題は無いという事で現状維持となっている。ダンピング対策の検討の方は問題無いが強化しますとなっている。市民のみなさんには、一見すると片方は現状維持でもう片方は強化という事で一貫性に疑問を持たれる事があるかも知れない。したがって、丁寧な説明をすると良いと考える。

いう事もありますので、下請業者が存在する全ての施工体制の点検をして、施工体制台帳の提出を義務付け、確認して良好な施工体制を築いていただくように指導すれば労働環境が強化できるものと考えています。

まさしく疑問はあるだろうと思います。もともとダンピングとは何なのかという定義が非常に難しいです。安値受注といえばそうなのですが、ダンピングという事によって生じる問題は何かということ非常に多いです。それは元請の会社の中での問題、下請けの会社での問題、それが品質の問題や賃金の問題と非常に多岐にわたる問題を含めています。見受けられないというのは、下請けの賃金を解明しようと思うと行政では非常に難しく、労働基準局が立入権を持って入って労働時間とそこに払われた賃金を全てチェックしないと、それが最低賃金を下回っているのかわかりません。ダンピングという現象を全部証明しようとする非常に難しく、発注側の行政での限界もあります。そのような中で我々としては、工事を安くしても出来た品質に問題なければそれは良いなど、極端に最低賃金を下回っているかというような声が上がってこなければ基本的には問題は無いという大枠のチェックしかできないという限界がある訳です。そういう意味で非常に難しいです。それぞれの工事成績に対して落札率がどうか。落札率が一番低いものは、工事成績点は高いが安く受注しています。ここにどんな現象があるのか確認できにくく限界があるという事を御理解いただきたいと思います。そうした中で「見受けられない」とい

	<p>うような表現にしました。確認できないという事でも良いと思いますが、完全にダンピングが無いと証明できる事が我々としては非常に難しく限界があるという事を御理解いただきたいと思います。国の法律ができ、これをなぜ採用するのかという事ですが、我々としてはダンピングなる素地はどこかであるかも知れない。いつか表に出て、あるかも知れないので予防的にできるだけそれを排除しようという事が我々の立場になりまして、法律は全国的な事例も入れた中で、そういう素地があるので法律上充分チェックしていくという言い方になっています。我々としては福知山市の中では見受けられないけれど、ダンピングの素地というのは恐らくどこかにあり、その素地があるのであれば表に出る前に国の法律に基づいて我々もやれるべき事をやりましょうという事です。ただ、施工体制台帳が出れば100%かというところでは無く、我々は発注者としてできる範囲は、まずここまで踏み込みましょうというレベルなので、完全にこれでOKという事はありませんが、入札制度というものは、その時々々の社会情勢や企業の認識や倫理性の中で、これぐらいまではいきましょうと少しずつ段階を追っていかねばいけませんので、施工体制台帳の提出というのは、今までは元請けはしていましたが下請けまでは全部保険に入っている等確認していませんでしたのでここまで広げました。これでやってみて問題が出れば次のステップという事で非常に論理的でないという事もあるかもしれませんが、相対的な中で今できる事をやってみようという事で御理解いただければと思います。</p>
--	---

<p>◇ダンピング対策についても、最低制限価格についても検証はしたが今のところ大きな問題は見受けられず現状維持でやると、ただ法律が改正された事を受けて改正を行って予防的に防ぎますという事は行政であれば当然と思うので、このまま公表するとダンピング対策についてはこれをやり、最低制限価格については何もやらないと受けとられかねないので表現を変えたほうが良いと思う。最低制限価格は現状維持で、国・府に追従という事であるが、基本的に問題が無いので現状維持だという論理はすごく通りやすいが、あまり周辺の市町村と比べて後ろ向きだと見られないような対応というものが今一歩必要と思うので、周辺市町村の状況について情報があれば教えていただきたい。</p> <p>◇事前説明で同じ事を質問したが、これだけでは遅れているのではと言われる懸</p>	<p>京都府下14市の状況ですが、まず工事につきましては、全市最低制限価格を導入しています。設定の対象につきましては、全ての工事を対象にしている所から500万円以上を対象にしている所まであります。一番多いのは130万円以上という所が14市のうち約半数あります。算出方法については、ほぼ我々と同じように中央公共工事契約制度運用連絡協議会の低入札調査価格制度の基準式を参考に最低制限価格を設定しているところがほぼ全市となります。改正の検討の有無については、今は予定無しとなっていますが、最低制限価格は大体2年おきに改定をされますので、拡大となっているが現状維持となっており国・府に追従しているのは拡大ではないといったご意見もいただきましたが、改定の予想もされますので、それに追従していくというような形が拡大という事で考えております。測量・設計コンサルタント業務につきましては、調査時点では4市が採用しており、丁度その時期に京都府が導入された関係もあり検討しているところが何市かあり、その内2市は4月1日からの設定を検討しているようです。各市の設定対象金額については、500万円から50万円まであります。設定の算出方法ですが、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル式を準用という工事と同じにしているところから福知山市のように独自の算出方法としている市もありますし、独自にランダム係数をかけている方法の市もあります。導入に向けて検討中の市や検討しない市もあります。</p>
---	---

<p>念を持ったので、別途工事で最低制限価格を設定していない250万円未満のものについて本当に落札率が違っているのか確認をお願いした。そのデータを確認する限りでは特に問題は無いと拝見したので、そういう事を踏まえて現状維持で良いという論理と思う。検証された結果を主観的に頼らざるを得ないところもあるが、可能な限り何か客観データを示した上であまり問題は無いという事を示していただけるとより説得力があると思う。</p> <p>◇他市との比較で、建設工事では長岡京市は500万円以上を対象にし、福知山市は250万円以上としている。その他は50万円や130万円という非常に低い金額となっている。一方、測量・設計コンサルタント業務になると福知山市は500万円以上として長岡京市は50万円以上でまったく真逆の設定となっており、その他の市は設定が無いような状態である。福知山市は他と比べて特異な数字の設定にしている気がするが、設定の数字の根拠は何か具体的にあったのか。</p> <p>◇建設工事についても測量・設計コンサル</p>	<p>測量・設計コンサルタント業務の500万円以上につきましては、指名選定委員会があるのですが、そこで指名業者を選ぶ時の基準が500万円以上でして、まずはそこからという事で500万円から始めさせていただいています。建設工事の250万円というのはいろいろ論議があるところかと思いますが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改定された時に発注見通しの公表を250万円以上にしなさいとなったあたりから当時では250万円という数字をたくさん使っていて、電子入札も最初1000万円以上にしてたのを250万円に、予定価格の事前公表も250万円以上という事になっている状態です。昨年から入札制度改革としていろいろな事を順次していく中で、こういったものも他の市や市の現状を見ながら、いずれもう少し下げていかなければならないと感じていますが、まずはここからという事で提案をさせていただいております。</p> <p>低いものは良いかと言えば決して良いとは</p>
---	--

タント業務についても現状維持とするという事であるが、他とみんな同じであれば現状維持でもおかしく無いと思うが、特異な数字を設定して、それで現状維持で良い、問題は無いという事で良いのか。他の市はなぜ130万円とか50万円など非常に低い数字でやっているのか、また福知山市は測量・設計コンサルタント業務は500万円と非常に高い数字で最低制限価格を上の方でしか導入していないのはなぜか。事務上の問題なのか、それともこの数字でも問題は無いからこうだと言っているだけなのか、ダンピング防止の観点から言えば対象は広がったほうが良い。それを設定する事によるマイナスもあるがダンピングの議論の中で言えば低いものは良いのかという議論が出てくると思うがその点はどうか。

思っておりません。他市の状況で130万円が多いという事に対しては、市町村で少額随意契約ができるのが建設工事ですと130万円までという事があり、130万円以上で最低制限価格を設定しているのかという問い合わせを試みたりもするのですが、各市の状況や事情によって考えておられ、これでなければならないという事が無く、地方自治で許される範囲の中でしておりますが、その内もう少し下げていかなければならないと考えております。

最低制限価格を設定する設定しないという事がありまして、設定するという事はこれ以上下回った者については取らせませんという事です。一方で受注競争が激しくなってくるとそこが狙い目の最低で、取れるならそこまで下げれば取れるという一つの目安を示すという事になり最低制限価格を設定するのも良し悪しです。ただこれまで最低制限価格を設定してきておりますので、これを無くすという訳にはいきませんので、一つのダンピングを防止するという意味でも設定する、現状から言えばそういう事になります。このままで置くとしても、250万円未満のところでは極端な1円入札みたいなものは無いですよというような検証は必要でしょうし、測量・設計コンサルタント業務の500万円未満の発注の中で極端な入札は無いだろうという検証はしていかなければならないと思います。そうした中で絶対数値を下げるのかどうするのかは他の市町村などの動向を見ながら考えていきたいと思っておりますので検証させていただきたいと思っております。

<p>◇行政に一定の限界がある中で完全に掴めるかという掴んでいるかどうかもわかりにくい部分も残るという事で将来のダンピングを予防するという意味では価格一本槍では無くして、やはり総合評価による競争入札を拡大するという事も予防する方法としては一定有効な働きをするのではないかと思うので将来の検討課題にさせていただきたいと思う。</p>	<p>いろいろダンピング対策をする方法がありますので、前回の総合評価の議論の時は価格の議論も含めて対象工事があまり無い、評価する項目があまり無い等ありましたので、それらも含め、ご意見のあった事も含めて引き続き考えていきたいと思います。</p>
<p>◇最低制限価格の設定対象の拡大については結局現状維持である。今回出た議論などをぜひ文章の中に取り入れて、問題点としてはあるので設定対象の拡大についても問題意識も出していただかないと今はうまく行っているので必要無いという事では議論した事にならないのでその点をお願いしたい。</p>	
<p><b>随意契約適用の限定化・類型化について</b></p>	
<p>◇見直しの内容という事であるので、測量・設計コンサルタント業務、物品、役務の提供など今の金額で線を引く事を一切やめるという理解で良いか。つまり250万円以上や500万円以上を対象として公表するとなっているが平成27年度から公表するという事は、金額の基準を全て外すという事か。</p>	<p>金額についてですが、物品と役務の提供の公表500万円以上というのは、指名選定委員会で業者選定する案件からまず初めていきたいと考えています。測量・設計コンサルタント業務につきましては250万円以上の入札結果を公表しているので250万円以上の随意契約分も公表するという事でまずはそこから始めたいという事で御理解をいただきたいと思います。</p>
<p>◇現状から何が変わるのかという質問である。</p>	<p>現状につきましては、250万円以上の案件でも測量・設計コンサルタント業務の随意契約については、契約の相手方や選定理由、結果を公表していなかったという事です。物品、役務の提供についても競争入札</p>

<p>◇金額に関しては変わらずに今まで公表していなかったものについて公表していくというように見直すと理解した。250万円以上の建設工事は既に公表しているの今回見直しの対象から外したという理解で良いか。</p> <p>◇福知山市と他市を比べると、金額設定が無い市がある。随意契約に関して全て公表しても良いのではと思う。私が市民であればそう思うのだが、なぜ金額の基準を残すのか。</p> <p>◇なぜ公表しないかという合理的な理由がそもそもあるのか。入札で選ばれたとなれば競争も働いたと一般に予測は働くが、随意契約とし、その中身は公表しないとなると二重の意味でおかしいと一般市民は思う。公表しないというのはなぜかというところをわかるような議論をしておかなければならないと考えるがどうか。</p> <p>◇ほぼ同じ意見である。説明からすると250万円以上の測量・設計コンサルタント業務や500万円以上の物品、役務の随意契約を非公表にしているから何か</p>	<p>をしているものについては公表していますが、随意契約については公表していなかったというところでは。</p> <p>そうです。</p> <p>契約の本数など自治体によっておかれている状況などを考え、まずはここからという事で実施していきたいと思っております。公表についての論議が出たのが平成18年頃で、それから随分経過しており福知山市はそのままの状態を維持し改正できていないという事で、今回できていないものをまず公表するようにしてから順次金額の基準を下げっていくという事で考えています。</p> <p>おっしゃるとおりの事はありますので、市民的に説明するには少し整理をさせていただきたいと思えます。随意契約も含めて全て公表している市もあり、実務的な事もあるかも知れませんが、基本的にはおっしゃるように公表した方が良いのではとある程度思いますので検討させていただきたいと思えます。</p>
---	---

問題が起こっており、だからここからやるといように聞こえるが、そのあたりの検証を実はあまりされていないと思う。原則随意契約については公表でそれをしないのであれば何らかの説明が必要なのではないかと感じた。

◇将来的にどうするのか、全面公表に向かってこうするという方向性ぐらいを示しておかないと入札制度改革になったとは思えないような中で、これは現状維持とか若干金額の面で枠を広げたという事では済ましてはいけないと感じる。

#### 地域性の見直しについて

◇地域性を考慮するという事は、この委員会の中でずっと議論してきた話で、一方では競争性を働かせるためには地域限定の枠組みを広げていく、若しくは無くしていくという方向で考えるべきだという事と、その一方で万が一の災害対応などを考えるとある程度地域ごとにくつつかの業者さんにいてもらわなければならないという事、それをどう落としどころをつけるかという問題と思う。その中でB等級対象工事については若干拡大するという事でその方向は良いと思うが、直接この取組みを見ると地域性を考慮するという事がまだあり、これをどう解釈できるかという事が問題で、素直に読むと中学校区若しくは小学校区にある業者だけが受注できるというように読めるが、いろいろ話を聞いていると実はそうではなくてその周辺まで拡大するなど、いろいろな運用をしている現実があると聞いている。地域性を考慮する

指名競争入札に関しましては指名理由を公表しており、指名選定委員会の中で説明をしているのも運用という事になるのですが、委員のおっしゃるように、そうであるところとそうで無いところのある場合の話で疑念を抱かれる事が無いように明文化を可能な限りすべきではないかと思えます。指名ですので恣意性が働かないような取り決めのようなものが必要だと考えております。一般競争入札になると地域性が福知山市を全体とした地域要件に変わりますが、発注標準の見直しの時に言いましたように一般競争入札はだんだん広げる方向で行きたいと考えており、激変緩和の措置として今は土木一式2000万円以上、建築一式2500万円以上としています。一般競争入札は増えてくるという事になります。地域性は生活圏の話や災害でいうと消防など、いろいろなブロックの分け方があると思いますが、今は小学校区、中学校区、全体を考えると全市域というような事で

<p>というのは、実はそこに限定するという意味では無いと思うが、それが伝わりにくい。例えばほんの数百メートルしか離れていないがそこから向こうの工事は受注できないのかという話しが出てくるので、そうではないという事をやっているとは規定ではなく運用でされるのか、若しくは可能な限り書ける範囲で書く。運用でやるという事は良い面もあるが外から見えにくいという事もあり悪い面もあると思うので、どう書くか難しいところはあるが、今運用でより地域のためになるようなやり方をやっているというものを可能な限り書いていただく方向で検討いただきたい。</p> <p>◇方向性として何の異議も異存も無いが、今回の線を引くような話の場合、今後公表するにあたっては、具体的な数字等と一緒に公表し、市民の方に今までとは違ってどれだけ競争性が高まるかという事を一緒にセットで出されたほうがより分かりやすいと思う。</p> <p>◇市の考え方ところで、緊急時の除雪などに的確に対応できる企業を育成していく必要がありますという、「育成する」という事が気になる。自治体が企業を育成するという事は税金を使って企業を育てるという事である。そうではなくもう少し違う文言で、「的確に対応できる企業の存在が前提になります」などできないか。土木建設に関係の無い市民からすれば、我々の税金を使って建設企業を育てるのは市の責任の一つなのかという指摘もあるかと思う。この育成とい</p>	<p>序々全体に広げていくというような形で改革をしていきたいと考えております。</p> <p>建設工事の半分は民間工事になると思いますが、やはり行政が先頭に立って業者を育てていく事によって民間の工事にも寄与できるのではないかと思います。民間工事ですと安い方に頼んだり、自分の知っている業者と契約が成り立ったりが多々あると思いますが、市民の安心・安全を確保していくためには、まず公共工事から制度的にある程度縛りも掛けながら育てていく事によって全市民の方に広がると思います。一度に直るものではないと思いますので序々に改革しながら育成していくという事は、め</p>
---	---

<p>う言葉には違和感がある。あとは市の判断と思うが。</p>	<p>ざすべき姿として技術と経営に優れて誠実に地域に貢献できる優良な地元企業を育てるという事は当委員会の目的でもありますので、まず先頭に立って公共工事からと考えております。</p>
<p>◇改められる事によって業者の不満や不公平感はどれだけ現実に解除されるのか。中学校区に拡大しても現実には境界線の所で工事が行われるケースは出てくる。ヒアリングでもある業者が言っていたが目の前で工事が行われているのに参加できないなどの話も現実にあった。また行政側の説明でも運用で随分動かされている部分が多々あるという話も聞いた。そうした場合、公平性、透明性、競争性を確保する意味において今回改められる事によってどれだけ具体的に業者にとって不平や不満が除去されるのか、そのあたりはどう考えているのか。</p>	<p>運用という事はあまり好ましくない言葉であるという事から、改革の中で考えていかなければならないのですが、地域性について他市の状況を聞いていますと、合併した町村単位の境で決めているのでいくら現場に近くても参加できないとしているところや、現場に近いところで業者数の足りるところまで入れているところ、近ければ両方のブロックから入れるといったところなど、市によっていろいろな対応があります。福知山市でも指名選定委員会の案件の中は両方のブロックを入れていくという事が多いのですが、そういった対応をしてきた事で、今はそういった苦情は聞いていません。ヒアリングの時はもう少し古い案件の話でして、ここ何年か苦情は聞いていない状態です。この制度自体文章を読む限りでは問題は解決しないような内容ですので、それを運用で凌ぐのであれば、明文化しておかなければならないと考えております。</p>
<p>◇変えるのは良いが、根拠が薄弱になってきている。指摘があったから広げましょうという事では、かえって混乱とまではいかななくても同じ様な問題が生じるならば、業者はなぜかという考えや印象を持つのではと思う。とりわけ運用の幅が広がるという事はそれだけ不透明感が広がる事になるので余計不満も生じる可能性も無きにしも非ず。したがって小</p>	<p>基本的には地方自治体はそのとおりだと思っております。ブロック割の話に戻りますが、一つはこのブロック割の問題の視点に競争性の話が当然あります。受注機会という事もあります。競争性の話は小学校単位ですと発注する対象となる規模の業者数が10者にならず、2、3者しか無いところもあり、結局小学校単位では外に膨らませないと競争性が保てないという現状があ</p>

<p>学校区でいろいろと問題が指摘され、最近問題は無いとなれば、別にあえて変える必要が無いのではという事にもなり兼ねない話である。</p> <p>◇個人的な考え方であるが、入札制度も中央主権の最たるものの1つであると思う。国土交通省が右向け右と言えば都道府県から市町村までみんな右を向いている。そこに自治なり分権の考え方があまり入らない、変えざるを得ないので変えていくような感じがしない事も無い。もちろん全国的にバラバラでは困るが、ある程度市独自の個性があってもおかしくは無い。したがってどういう問題があっても、どこかから指摘されても透明性、競争性、公正性が担保されるのであれば市独自でやられているのは構わない。市民の税金でやっている訳なので行政に還元され、また市民に還元されるのであればそれで結構であり、安ければ良いという話では無くして別に高くても構わない、自治の考え方に立てば、どんな問題があってもある程度業者も理解し、市民も納得する制度は継続されれば良いのではないか。とりわけ最近この問題については何も無いという事であれば、はたして変える必要があるのかという考え方も出てくる。変えてはならないという意見では無いが、根拠が薄弱になってきている感じは否めない。</p> <p>◇例えば中学校区にしても境目のところに工事が出たとき反対側も入れ2つの中学校区を1つの枠でくくっても良いのではという考え方もあれば、隣の中学校</p>	<p>ります。これは解消していかないといけないと思います。もう一つは、受注機会となると小学校単位に何者かあり、小学校単位に均等に公共工事を起こしていかないと受注のバランスが崩れます。当然公共事業費も非常に厳しくなって発注本数も少なくなってきた、ロットも大きなものから小さなものまで揃わないとなるとある一定広い区域での参加要件で競争してもらおうという部分も必要になってきます。そうした中で一般競争入札の拡大を議論いただき広げました。ただ本数がたくさん出るかというところでは無く、姿勢としては少しずつ市域全体でやるという事になりましたので、後は小学校区と中学校区も最後は基本的には一般競争入札をすれば良いと思いますが、そこまでに至る経過の中で発注の状況や競争性の事を睨みながら少しずつ拡大していこうという途中経過の中でこういう形で広げさせていただきたいという思いです。中学校区にしても横の中学校区があればそこは距離が近いのにと話がありますが、従来からの小学校区と同じように、周辺もシェアには入れ、中学校区は原則にするけれど、当然その工事の場所や周辺にある企業の配置状況から見て少し周辺部についても考えていく事もあると思います。そこは何か内規でも良いので考え方を整理しまして今回の結果を受けて平成27年度はやっていかなければと思います。</p>
--	---

<p>区は工事現場に隣接する小学校区をいくつかくっつけて、その範囲内でやらせる事もあるなど、なんらかの基準を設けて、なるほどと言われるようなものを作っていかないと、境目で工事が出たときに非常に難しい話になると思う。ただ運用で不透明性が出てはいけないので、どういう運用の基準で、またその合理性はどうかというところを設けた上で弾力的な運用をしていけば良いと思う。小学校区で切った場合には競争が制限的に働きすぎて業者数が極端に減っている現状があるので地域性を見直しについては取り入れていただきたいと思う。</p> <p>◇実際変える事によって件数はどういう変化が出てくるのか、金額的に見て過去に遡って出てくるのか、数値的な影響をどの程度予測されているのか、数値はきちんと出しておいた方が良いと思う。</p> <p>◇すぐという訳ではないが、今の議論の中で地域性とは本来何なのかという話をどこかで突き詰めていかないと、全体の方向性としては競争性を働かせていくべきだという事については異論無いが、その一方で感覚として地域ごとに企業があるという事は大事だという事はわかるが、仮に全部を一般競争入札としたときに本当になくなってしまふのか、そうでないとすればどういった形でどんな企業を残していくのか、それを担保する制度にすべきか少しずつでも考えていっていただけると福知山市としてのスタンスを主張する上でも重要と思</p>	<p>手段と目的の話がありまして、制度は一定手段の話で最終的にどういう目的でやっていくかはっきりしておかないといけないと思っています。「育成」という言葉がありますが、例えば国の担い手3法ですが、これも建設業で新しい担い手を育成していこうという事で建設業でない視点から見ていただきますと奇異な感じになるという事はわからない事もないです。ただ、市場原理の中だけでは生きて残っていけない業種だと思いますので、ある一定公共事業費を足しながら、いざという災害の時に助けてもらおうという意味では競争原理や市場原理の中だけでは配置が難しい分もありますの</p>
--	---

<p>うので、試行錯誤しながらやっていかざるを得ないところはあるが検討いただけたらと考える。</p> <p>◇企業を育成していく必要、つまり何か災害があったときの事も充分理解できる。一方で競争性という事があり、2つ相反する事を両方追求している。それなら企業の育成強化指定をした方が良いのではないかという話で、そういった事で多くの市民の理解を本当に得られるのかという事が一方である。競争をしていくと当然競争に負けて倒産するところもある。一方で摘みつつ、一方で育成する、相反する事を同時に追及するという事を説明しなければならないという難しさはわかっているが、「育成」という言葉に違和感を覚えた。</p> <p>◇育成と書かれると公共事業を適切に供給していく事によって変わって行くというニュアンスで伝わるが、極端に言えば必ずしも建設業だけで生き延びていただかなくても良い。例えば半分は農業をやったり観光をやったり、そうであってもそこにあれば良いという事であれば良いと思う。そういった意味でどういった形でどんな企業がどれぐらい残っているのが良いのか。それを支える手段としては、必ずしも公共事業を発注するだけではないという観点から検討いただけると良いと思う。</p>	<p>で、「育成」という言葉で何か地域にはそこに基幹となってもらえるような人が生き残ってもらえるというような事もあるという気がしています。あまり言う行政が全てやれば良いという話になりますので、ただそういうニュアンスがあり育成というところが残っているという感じがします。</p>
--	--

<p>◇地域の建設業者がどこまで生き延びられるのかという非常に厳しい状況にある。災害が起きた場合に一体誰が対応するのか、本当に業者をバックアップして何とか対応していただかないと、業者が本当に生きていけるのかどうかという岐路に立っている。したがって将来的には行政のあり方として、消防庁や広域消防組合ではないが、別の災害救助システムを本当に真剣に考えなければいけない時期が来るかも知れないと思うので、そういう視点からも業者のあり方を検討する必要があると思う。</p> <p>◇育成の問題についてはこれまで行政に携わってこられた方々の地域社会に対する自負の思いがかなり入った言葉だと思うし、逆に一般の関係の無い市民から見ると市役所はなぜ土木建設業者を助けて援助しているのかというふうに思うかも知れないし非常に難しいところだと思う。企業が世の中に必要である、地域社会に必要であるという事は紛れも無い事実なので、そういう事で留めておくのも一つと思う。業者の中にも大きな企業は育成されているが我々は育成されていない業者だと思うかも知れない。必ずしも業者にも一枚岩ではなく大小あるいは優劣でいろいろな思いを抱く業者もいると思うのでこういう言葉には注意が必要だと思う。</p>	
--	--